

令和 4 年度

第2回 第一農地部会定例会議事録

令和4年5月31日（火）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和4年度第2回第一農地部会定例会議事録

日時 令和4年5月31日(火) 午後3時

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行
11番 金子 昭榮	12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰
14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎	23番 久保埜 徳雄

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
高島 真一	藤井 敏行	笠原 行夫	平野 宏一
齊藤 啓治	白滝 光彦	清水 増彦	小林 正義
高宮 文男	松本 香		

2 欠席委員

(1) 農業委員

吉村 清正 古川 政繁

(2) 農地利用最適化推進委員

中嶋 栄司 小林 政秋 綿貫 一成

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
次長	松縄 浩一
係長	橋立 理
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	近藤 宏一
名立区駐在室 班長	竹内 朋廣

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7番 篠宮 英樹 15番 牧繪 雄一郎

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について
- 議案第2号 農地法第3条許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(名立区)

なし

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 11 人中、出席委員数 9 人、欠席委員数 2 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 14 人、欠席推進委員数 3 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号 7 番 篠宮 英樹 委員、議席番号 15 番 牧繪 雄一郎 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができますので、積極的に意見等をお願いします。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 54 番から番号 76 番までの 23 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 54 番から番号 76 番までの 23 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 23 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」3 件、「中間管理機構へ貸付」8 件、「休耕」10 件、「圃場整備事業」2 件の 23 件です。</p> <p>2 頁番号 58 番から 3 頁番号 67 番までの 10 件は、法人の解散に伴い苗代田など休耕となるものです。届出者には保全管理の徹底を指示したところです。</p>

	<p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>法人が解散する理由は、何でしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>構成員の高齢化に伴う労力不足、担い手がないことが原因と聞いています。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、23件を承認します。</p>
	<p><報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号4番から7番までの4件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>6頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号4番から7番までの4件を受理したので報告します。 転用目的は、「敷地拡張」3件、「貸駐車場」1件です。 6番の案件は全体の転用面積が1,000㎡を超えるため、7頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、4件を承認します。</p>
	<p><報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号30番から49番までの20件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>8頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理</p>

橋立	<p>について」、番号 30 番から 49 番までの 20 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」9 件、「敷地拡張」3 件、「資材置場」2 件、「駐車場」1 件、「店舗併用住宅」1 件、「施工ヤード」1 件、「宅地造成」1 件、「仮設現場事務所」1 件、「土砂置場」1 件の計 20 件です。</p> <p>10 頁、39 番の案件は全体の転用面積が 1,000 m²を超えるため、13 頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、20 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号 1 番の 1 件を上程します。</p> <p>議案に関連する金子委員は退席をお願いします。</p> <p>(金子委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>14 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、番号 1 番の 1 件を説明します。</p> <p>この案件は、上千原地内の農地の賃借権設定について、先月の農地部会で上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することが決定された案件です。</p> <p>当該案件について、利用権の設定に瑕疵があったため、取り消すものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の取消について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 それでは、金子委員の退席を解除します。</p> <p>(金子委員 復席)</p>
議長	<p>金子委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画取消しを市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第2号「農地法第3条許可申請について」、番号10番の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>15頁、議案第2号「農地法第3条許可申請について」、番号10番の1件を説明します。</p> <p>この案件は、令和元年に許可された案件ですが、更新期限を迎えるため、改めて申請されたものです。</p> <p>申請人は、申請農地に太陽光発電を設置するため、地上権を設定するものです。</p> <p>なお、太陽光発電の支柱部分については、転用許可が必要となり、関連議案として備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定</p>

<p>議長</p>	<p>します。</p> <p><議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」></p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7番から12番までの6件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 橋立</p>	<p>16頁、議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7番から12番までの6件です。</p> <p>番号7から9番までの3件は転用目的が同一なのでまとめて説明します。</p> <p>申請者は、大字富岡地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。18頁に位置図、19頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在アパートに居住していますが、子供が生まれ手狭になったため、申請農地に住宅を建設するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。</p> <p>工期は、令和4年6月15日から令和4年10月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟及びカーポートで、所要面積は267㎡、建築面積95㎡で建ぺい率は35.58%です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。</p> <p>番号10番は、大字長面地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。20頁に位置図、21頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在アパートに居住していますが、手狭であることと、将来の両親の介護を考え、申請農地に住宅を建設するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。</p> <p>工期は、令和4年6月11日から令和4年10月15日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟で、所要面積は、申請面積48㎡、その他の土地302.9㎡、建築面積100.19㎡で建ぺい率は28.55%です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの判断しました。</p>

	<p>番号 11 番は、大字大豆地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。22 頁に位置図、23 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在アパートに居住していますが、将来の生活を考え、申請農地に住宅を建設するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。</p> <p>工期は、許可日から令和4年10月31日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟及びカーポートで、所要面積は、申請面積269㎡（実測面積334.21㎡）、建築面積75.77㎡で建ぺい率は22.67%です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものとして判断しました。</p> <p>12番は、「議案第2号」で説明した案件の関連議案です。令和元年に許可された一時転用について、更新期限を迎えるため、改めて申請されたものです。</p> <p>申請者は、大字岡崎新田地内に太陽光発電施設を設置するため、支柱部分について3年間の一時転用するものです。24頁に位置図、25頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>通常の「一時転用」については、転用期間終了後の再許可はできませんが、太陽光発電施設の設置については、当該施設の下部において営農が継続されていれば3年後に改めて「一時転用」の再許可が可能となります。</p> <p>転用許可の条件である営農についてですが、養液栽培によりブルーベリーを栽培しており、現地確認の結果、営農を確認しています。また、申請者からは毎年、営農状況が報告されており、新潟県へも報告しています。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請は不要です。また、周辺の農地への支障が報告されていないこと、営農を継続しており、営農状況については毎年、遺漏なく報告していることなどから、許可相当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p> （「ありません」の声あり）</p> <p>議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p> 議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
--	---

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転15件、貸借権設定41件を上程します。 はじめに、所有権移転15件について、事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	26頁、議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転15件を説明します。 27頁473番から29頁483番までの11件は、先月の農地部会で議決された「所有権移転あっせん申出に係る買入協議」の対象農地について農地中間管理機構が買入するものです。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
佐藤委員	「所有権移転あっせん申出に係る買入協議」については事務局としてPRしているのでしょうか。
(事務局) 橋立	所有権移転の相談や申請の際に「買入協議」を活用した方が農業者にとってメリットがある場合は、必ず案内しています。
議長	「買入協議」を活用した場合、税控除がありますが、申請者によっては、売買価格が多額で控除されても課税される方がおられますが、説明は十分になされたのでしょうか。
(事務局) 橋立	対象農地の取得予定者が、地元説明会を開催し説明しています。
議長	続いて、貸借権設定41件のうち、金子委員関連の番号439番及び441番の2件を除く39件について事務局の説明を求めます。

<p>(事務局) 橋立</p>	<p>30 頁から 38 頁まで、貸借権設定 41 件のうち、番号 439 番及び 441 番の 2 件を除く 39 件を説明します。</p> <p>新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>34 頁、番号 446 番の終期は、貸借権が設定されている他の農地と合わせるものです。</p> <p>35 頁、番号 451 番から 36 頁、460 番までの 9 件は耕作者の労力不足により、地元の法人が耕作を行うものです。</p> <p>37 頁、番号 465 番は高齢により耕作が困難となった農地について、貸借権を設定するものです。また、管理していただけるだけでもありがたいとの理由から賃料を 0 円で設定するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、続いて、金子委員関連の番号 439 番及び 441 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する金子委員は退席をお願いします。</p> <p>(金子委員 退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 橋立</p>	<p>32 頁、番号 439 番及び 33 頁、441 番の 2 件について説明します。</p> <p>この案件は契約満了に伴う再設定で、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、番号 439 番及び 441 番の 2 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 それでは、金子委員の退席を解除します。</p> <p>(金子委員 復席)</p>
<p>議長</p>	<p>金子委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」> 議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定7件、貸借権移転1を上程します。 はじめに貸借権設定7件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 橋立</p>	<p>39頁、議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定7件を説明します。 これらの案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>続きまして、貸借権移転 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>41 頁、貸借権移転 1 件を説明します。</p> <p>この案件は、ほ場整備に伴い耕作者を変更するものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p>
議長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7104 番から番号 7106 番までの 3 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 7104 番から番号 7106 番までの 3 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 3 件は、いずれも合意による解約であり、解約後の農地については、「他者へ売却予定」2 件、「親族へ贈与」1 件です。</p> <p>番号 7104 番、7105 番は、相続財産管理人が他者へ売却するため賃借権を設定した農地について解約するものです。</p> <p>番号 7106 番は、高齢である所有者が親族に農地を贈与するため賃借権を設定した農地について解約するものです。</p> <p>関連議案は、備考欄に記載のとおりです。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」3件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7101番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>2頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7101番の1件を説明します。</p> <p>番号7101番は、譲渡人が高齢により、孫に経営を移譲するものです。</p> <p>別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定8件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

(中郷区) 加藤	3 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 8 件を説明します。
	新規案件は、3 頁、番号 7120 番、7121 番、4 頁、7123 番から 7125 番、7127 番の 6 件です。いずれの案件も譲渡人の労力不足で、自作地の一部を貸し付けるものです。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。
	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。
	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
	<議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>
議長	議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(中郷区) 加藤	5 頁、議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 1 件を説明します。
	この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。
	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)

議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(板倉区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7524 番、7525 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます</p>
(板倉区) 上原	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7524 番、7525 番の 2 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 2 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「中間管理機構に貸付」です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、2 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 7 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>2 頁、3 頁の貸借権設定、番号 7640 番から 7646 番までの 7 件について説明します。</p> <p>新規案件の番号 7644 番から 7646 番までの 3 件は、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図るため、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているも</p>

	<p>のと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」賃借権設定1件、賃借権移転1件を上程します。</p> <p>はじめに賃借権設定1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、賃借権設定1件を説明します。</p> <p>先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続きまして、賃借権移転1件について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>(板倉区) 上原</p>	<p>5 頁、貸借権移転 1 件を説明します。 利便性の向上と集約化を図るため、新たな借手に貸借権を移転するものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会 に対して意見照会があったものです。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意する ことに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意する ことに決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(清里区駐在室分の議案)</p>
<p>議長</p>	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8121 番から 8123 番の 3 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(清里区) 近藤</p>	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、 番号 8121 番から 8123 番の 3 件の届出書を受理したので報告します。 受理した 3 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、 「中間管理機構へ貸付」です。 関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による</p>

	合意解約通知について」、3件を承認します。
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 続きまして、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定18件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」2頁から5頁まで、番号8166番から8183番の貸借権設定18件を説明します。</p> <p>18件すべて、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」> 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定3件を上程します。</p> <p>はじめに、貸借権設定3件のうち、上原委員関連の番号8107番及び8108番の2件を除く1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>6頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定3件のうち、上原委員関連の番号8107番及び8108番の2件を除く1件を説明します。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地</p>

	<p>中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、続いて、上原委員関連の番号 8107 番及び 8108 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連します上原委員は退席をお願いします。</p> <p>(上原委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>6 頁、上原委員関連の番号 8107 番及び 8108 番の 2 件について説明します。</p> <p>この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、上原委員関連の番号 8107 番及び 8108 番の 2 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、上原委員の退席を解除します。</p>

	(上原委員 復席)
議長	<p>上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p> <p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p>
(事務局) 橋立	(「活動記録簿のコピーの返却」「地区会議の進め方」「今年度の農地パトロール」について説明)
議長	<p>事務局から他にないようですので、閉会の挨拶を職務代理が行います。</p> <p>(上原代理の閉会挨拶)</p>
議長	<p>本日の農地部会を終了します。</p> <p>引き続き、地区会議を開催しますので、地区会議代表者の所に集まってください。</p>